

岩手県道路パトロール業務委託実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路交通の確保、その他道路を適正に管理するため、岩手県が公募による令和8年度道路パトロール業務委託の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(配置予定技術者の資格)

第2条 配置予定技術者の資格は次のとおりとし、土木部等の長の承認を受けるもの。

(1) 管理技術者

県南広域振興局土木部花巻土木センター(以下花巻土木センターとする)管内の営業拠点に配置されている者で、次のいずれかの者とする。

ア 技術士(総合技術監理部門または建設部門)の資格を有する者

イ 一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士の資格を有する者

ウ RCCMの資格を有する者

エ 道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者

オ 道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者

(2) 業務従事者

ア 道路パトロール員

自宅から花巻土木センターまで1時間以内で通勤できる者で、次のいずれかの者とする。

技術士(総合技術監理部門又は建設部門)の資格を有する者

一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士の資格を有する者

RCCMの資格を有する者

道路法第71条第4I項の道路監理員の経験を1年以上有する者

道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者

道路パトロール又は道路施設点検業務(技術的判断の裏付けのもとに、道路法面、橋梁、トンネル等の道路施設の異常の有無等を点検する業務)について、1件以上の実績を有する者

イ 道路パトロール運転員

道路パトロール運転員は、自宅から花巻土木センターまで1時間以内で通勤できる者で、普通自動車運転免許証を有し、自動車運転経験が5年以上あり、かつ、過去5年間無事故・無違反である者とし、パトロール員を兼務することはできないものとする。ただし、緊急の事情が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

(道路パトロールの種類及び定義)

第3条 道路パトロールの種類は、次の各号に掲げるものとし、その定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「通常パトロール」とは、通常の状態における道路及び道路の利用状況を把握し、必要がある場合、第6条の措置を講じるために使うパトロールをいう。
- (2) 「夜間パトロール」とは、夜間ににおける道路及び道路の利用状況を把握し、必要がある場合、第6条の措置を講じるために使うパトロールをいう。
- (3) 「定期パトロール」とは、橋梁等の構造物について細部の状況を把握するために使うパトロールをいう。
- (4) 「異常時パトロール」とは、台風、豪雨、豪雪、地震等により、交通障害若しくは災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合における道路及び道路の利用状況を把握し、必要がある場合、第6条の措置を講ずるために使うパトロールをいう。

(道路パトロールの業務内容)

第4条 道路パトロールの業務内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 通常パトロール

通常パトロールは、主として次に掲げる事項について、原則としてパトロールカーの車内からの目視により行うものとし、必要がある場合、徒步により行い、適切な措置を講ずるものとする。

ア 路面、路肩、路側及び法面の状況並びに排水施設の状況

イ ロックシェット等の災害防止構造物等の状況

ウ 交通安全施設、道路標識等の道路附属物の状況

エ 道路工事(占用工事及び承認工事を含む。)等の施行箇所の保安施設の設置状況及び交通処理状況

(2) 夜間パトロール

夜間パトロールは、主として次に掲げる事項について、パトロールカーの車内からの目視により行うものとし、必要がある場合、徒步により行い、適切な措置を講ずるものとする。

ア 道路照明設備、道路標識等の反射及び視認性の状況

イ 区画線、視線誘導標等の反射及び視認性の状況

ウ 道路に関する工事等の夜間照明及び保安施設の状況

(3) 定期パトロール

定期パトロールは、主として次に掲げる事項について、調査職員の指示により実施するものとする。

ア 橋梁、トンネル(非常用施設を含む。)、擁壁、護岸等の施設の状況

イ 排水施設、法面等の状況

ウ 道路標識及び道路情報施設

(4) 異常時パトロール

異常時パトロールは、調査職員の指示により実施するものとし、主として危険箇所を重点的に観察し、危険性の有無及び災害の発生状況を把握し、情報連絡を行うものとする。

(道路パトロールの実施)

第5条 道路パトロールは、次の各号に定めるところにより実施する。

(1) 受注者は、各月ごとに調査職員が作成する道路パトロール計画表(様式 3)により行うものとする。

(2) 受注者は、道路パトロールに先立ち、あらかじめ道路パトロール区間の状況を把握しておくものとする。

(3) 道路パトロールに際しては、道路パトロールの種類及び道路の状況に応じ、次に掲げる土木部等が準備する資器材のうち必要と認められるものを携行するものとする。

ア 保安器具(セーフティコーン、バリケード、保安ロープ、保安灯、信号旗、標識等)

イ 照明器具(懐中電灯、赤色灯等)

ウ 応急処理材料(常温混合材、凍結防止剤等)

エ 工具(ツルハシ、スコップ、ハンマー、ワイヤー、ノコギリ等)

オ その他(巻尺、カメラ、ポール、管理図面等)

2 道路パトロール中は、発注者より貸与される腕章を着用するものとする。

3 身分証明書は受注者が発行し、道路パトロールに際してはこれを常に携帯しなければならない。

4 道路パトロールカーの燃料料は、土木部等が支給する。

5 道路パトロール中に道路に異常等を発見した場合は、必要な措置を講じるものとする。

6 道路パトロール運転手は違法運転、注意義務違反等を行わないように安全運転を心がけるものとする。

7 道路パトロール終了時には、道路パトロールの記録を整理し、調査職員に報告するものとする。

(道路パトロール中の措置)

第6条 受注者は、道路パトロール中に道路に異常を発見し、これを放置しておくことにより交通に支障が生じると認められるときは、直ちにその場で取り得る応急的な補修、障害物の除去を行い、必要に応じて

バリケード、セーフティコーン、赤色灯、標識等を設置するなど、交通に支障が生じないよう措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、道路に関する工事(道路管理者以外の者の行う工事を含む。)及び道路管理者以外の者が管理する物件が原因となり、交通に支障が生じている場合、又はそのおそれがある場合には、直ちに調査職員に報告し、指示を受けるものとする。ただし、緊急を要する場合、受注者は、前項の場合に準じて最小限の応急的な措置を講じ、その結果を速やかに調査職員又は道路監理員に電話等で報告し、道路パトロール日誌(様式 1)に記載するものとする。

(道路の軽維持作業)

第7条 受注者は、前条に定める措置のほか、安全かつ円滑な交通確保のため、直ちに必要とされる次に掲げる道路の維持作業(道路パトロールの際に実施できる軽易なものに限る。)を行うものとする。なお、作業中は通行車両に注意し、道路パトロール員と道路パトロール運転手は、連携して事故の回避を最優先する。

(1) 路面清掃、側溝清掃、崩土除去、除草等

(2) 側溝、道路標識、防護柵等の小修繕、舗装路面のパッチング、凍結防止剤の散布等

(道路パトロールの記録等)

第8条 道路パトロールの記録等は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 道路パトロールにより把握した事項、措置を講じた事項について道路パトロール日誌(様式 1)に記録し、調査職員に報告するものとする。
- (2) 道路パトロールの様式は電子媒体での提出を原則とし、メール又は発注者が用意した媒体等により提出すること。
- (3) 道路パトロール結果については、1ヶ月ごとに道路パトロール月別報告書(様式 2)に記載し、翌月初めまでに調査職員に提出するものとする。

(業務従事者の服務及び車両等の保管場所等)

第9条 業務従事者の服務及び車両等の保管場所等は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 道路パトロール員の道路パトロール日誌を整理する場所等は、調査職員と協議する。
- (2) 道路パトロール運転員の詰所は、調査職員が指定する場所とする。
- (3) 道路パトロールカーの保管場所は、調査職員の指示による。

(事故の責任所在)

第10条 事故の責任所在は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 道路パトロールを実施した区間で、第三者が事故に遭遇し管理瑕疵を問われた場合の責任は、原則として発注者である道路管理者が負う。
- (2) 道路パトロールカーによる加害事故及び自損事故は、受注者が責任を負う。
- (3) 軽維持作業中における事故については、受注者が責任を負う。

(補則)

第11条 その他定めのない事項や疑義が生じた場合は、発注者、受注者の協議により定めるものとする。

道 路 パ ト ロ ー ル 日 誌

令和8年4月1日 水曜日		天候			花巻土木センター																																																
パトロール員		運転手																																																			
パトロール重点項目 等) :交通安全施設(区画線、照明、標識、防護柵、反射鏡 :不法占用)		走行距離	km																																																		
発庁時間	0時00分	帰庁時間	0時00分	所要時間	0時間00分																																																
パトロール経路																																																					
<table border="1"> <tr><td>庁舎</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td></td></tr> <tr><td colspan="5"></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>庁舎</td></tr> <tr><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td></td></tr> </table>						庁舎						()	()	()	()	()													庁舎	()	()	()	()	()																			
庁舎																																																					
()	()	()	()	()																																																	
					庁舎																																																
()	()	()	()	()																																																	
花巻土木センター管内																																																					
<p>一般県道</p> <table border="1"> <tr><td>102</td><td>石鳥谷大迫線</td></tr> <tr><td>103</td><td>花巻和賀線</td></tr> <tr><td>109</td><td>石鳥谷花巻温泉線</td></tr> <tr><td>117</td><td>石鳥谷停車場線</td></tr> <tr><td>178</td><td>下宮守田漣線</td></tr> <tr><td>198</td><td>志和石鳥谷線</td></tr> <tr><td>213</td><td>花巻空港停車場線</td></tr> <tr><td>214</td><td>羽黒堂二枚橋線</td></tr> <tr><td>222</td><td>土沢停車場線</td></tr> <tr><td>224</td><td>八重畠小山田線</td></tr> <tr><td>234</td><td>花巻零石線</td></tr> <tr><td>245</td><td>南笠間黒沢尻線</td></tr> <tr><td>252</td><td>清水野村崎野線</td></tr> <tr><td>265</td><td>中寺林犬測線</td></tr> <tr><td>284</td><td>花巻田瀬線</td></tr> <tr><td>285</td><td>盛岡石鳥谷線</td></tr> <tr><td>286</td><td>東和花巻温泉線</td></tr> <tr><td>294</td><td>東宮野目二枚橋線</td></tr> <tr><td>296</td><td>花巻空港インター線</td></tr> <tr><td>297</td><td>花巻停車場花巻温泉郷線</td></tr> <tr><td>298</td><td>山の神西宮野目線</td></tr> <tr><td>299</td><td>花巻南インター線</td></tr> <tr><td>501</td><td>北上花巻温泉自転車道線</td></tr> <tr><td>503</td><td>遠野東和自転車道線</td></tr> </table>						102	石鳥谷大迫線	103	花巻和賀線	109	石鳥谷花巻温泉線	117	石鳥谷停車場線	178	下宮守田漣線	198	志和石鳥谷線	213	花巻空港停車場線	214	羽黒堂二枚橋線	222	土沢停車場線	224	八重畠小山田線	234	花巻零石線	245	南笠間黒沢尻線	252	清水野村崎野線	265	中寺林犬測線	284	花巻田瀬線	285	盛岡石鳥谷線	286	東和花巻温泉線	294	東宮野目二枚橋線	296	花巻空港インター線	297	花巻停車場花巻温泉郷線	298	山の神西宮野目線	299	花巻南インター線	501	北上花巻温泉自転車道線	503	遠野東和自転車道線
102	石鳥谷大迫線																																																				
103	花巻和賀線																																																				
109	石鳥谷花巻温泉線																																																				
117	石鳥谷停車場線																																																				
178	下宮守田漣線																																																				
198	志和石鳥谷線																																																				
213	花巻空港停車場線																																																				
214	羽黒堂二枚橋線																																																				
222	土沢停車場線																																																				
224	八重畠小山田線																																																				
234	花巻零石線																																																				
245	南笠間黒沢尻線																																																				
252	清水野村崎野線																																																				
265	中寺林犬測線																																																				
284	花巻田瀬線																																																				
285	盛岡石鳥谷線																																																				
286	東和花巻温泉線																																																				
294	東宮野目二枚橋線																																																				
296	花巻空港インター線																																																				
297	花巻停車場花巻温泉郷線																																																				
298	山の神西宮野目線																																																				
299	花巻南インター線																																																				
501	北上花巻温泉自転車道線																																																				
503	遠野東和自転車道線																																																				
<table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">主要地方道</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>12</td><td>花巻大曲線</td></tr> <tr><td>13</td><td>盛岡和賀線</td></tr> <tr><td>25</td><td>紫波江繫線</td></tr> <tr><td>27</td><td>江刺東和線</td></tr> <tr><td>28</td><td>花巻北上線</td></tr> <tr><td>37</td><td>花巻平泉線</td></tr> <tr><td>39</td><td>北上東和線</td></tr> <tr><td>43</td><td>盛岡大迫東和線</td></tr> </tbody> </table>						主要地方道		12	花巻大曲線	13	盛岡和賀線	25	紫波江繫線	27	江刺東和線	28	花巻北上線	37	花巻平泉線	39	北上東和線	43	盛岡大迫東和線																														
主要地方道																																																					
12	花巻大曲線																																																				
13	盛岡和賀線																																																				
25	紫波江繫線																																																				
27	江刺東和線																																																				
28	花巻北上線																																																				
37	花巻平泉線																																																				
39	北上東和線																																																				
43	盛岡大迫東和線																																																				
路線番号		路線名																																																			
一般国道																																																					
107	107号																																																				
283	283号																																																				
396	396号																																																				
456	456号																																																				

樣式 1(1)

様式 1(2)

パトロール状況写真(1)

時刻	:	路線番号		路線名			台帳番号		業のうち		-	
状況・原因							箇所	花巻市	○○	地区		
処置・対策												
写真番号					写真番号							
時刻	:	路線番号		路線名			台帳番号		業のうち		-	
状況・原因							箇所	花巻市	○○	地区		
処置・対策												
写真番号					写真番号							
時刻	:	路線番号		路線名			台帳番号		業のうち		-	
状況・原因							箇所	花巻市	○○	地区		
処置・対策												
写真番号					写真番号							

様式 2

道路パトロール月別報告書 (令和 年 月分)

日	曜 日	巡回実施		所要時間		パトロールによる指摘件数										応急処置実施件数							
		通常	その他	通常	その他	穴ぼこ	落石	堆積土崩落土	交通安全施設異常	構造物異常	法面異常	不法占用使用発見	排水施設異常	交通事故渋滞	その他	計	穴ぼこ	落石	堆積土崩落土	交通安全施設異常	その他	計	
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
13																							
14																							
15																							
16																							
17																							
18																							
19																							
20																							
21																							
22																							
23																							
24																							
25																							
26																							
27																							
28																							
29																							
30																							
31																							
計																							
特記事項																							
																				確認欄	課長	監督員	

樣式 3